

令和5年度

小郡市下水道事業会計決算  
審査意見書

小郡市監査委員

6 小 監 第 1 5 1 号  
令和 6 年 8 月 2 7 日

小 郡 市 長 加 地 良 光 様

小 郡 市 監 査 委 員 高 山 晃  
小 郡 市 監 査 委 員 後 藤 理 恵

**令和 5 年度小郡市下水道事業会計決算審査意見の提出について**

地方公営企業法第 3 0 条第 2 項の規定に基づき、審査に付された令和 5 年度小郡市下水道事業会計決算書及び附属書類を小郡市監査基準に準拠して審査したので、別紙のとおり意見を提出する。

# 目 次

## 令和5年度 小都市下水道事業会計決算審査意見

第1 審査の対象	92
第2 審査の期間	92
第3 審査の着眼点	92
第4 審査の方法	92
第5 審査の結果	92
1 業務の実績	93
(1) 概要	93
(2) 建設	93
2 決算等の概要	94
(1) 収益的収入及び支出	94
(2) 資本的収入及び支出	94
(3) 企業債	95
(4) 一時借入金	95
3 経営成績	96
(1) 経営収支	96
(2) 下水道使用料及び受益者負担金の収納状況	97
(3) 有収水量1 m <sup>3</sup> あたり収支	99
(4) 職員給与及び労働生産性	99
4 財政状況	100
(1) 資産、負債及び資本	100
5 経営指標	102
(1) 経営指標に関する事項	102
む す び	104
決算審査資料	105

## 凡 例

意見書の計数の表示及び符号の用法は、次のとおりである。

- 1 文中及び各表中に用いる比率は、原則として小数点第 1 位まで表示し、表示単位未満を四捨五入した。そのため、総数と内訳の合計とは一致しない場合がある。
- 2 ポイントとは、百分率(%)間の単純差引数値である。
- 3 各表中の記号の用法は、次のとおりである。
  - (1)「△」 負数
  - (2)「0」 算式上 0 となるもの。又は、予算措置はされていたが執行されなかったもの。
  - (3)「0.0」 該当数値はあるが、表示単位未満のもの。
  - (4)「-」 該当数値なし、算出不能又は無関係のもの。
  - (5)「皆増」 前年度に数値なし (0 を含む) で、全額増加したものの増減率
  - (6)「皆減」 当年度に数値なし (0 を含む) で、全額減少したものの増減率

# 令和5年度 小郡市下水道事業会計決算審査意見

## 第1 審査の対象

令和5年度 小郡市下水道事業会計決算

1. 決算書類
2. 決算附属書類

## 第2 審査の期間

令和6年6月13日から令和6年8月6日まで

## 第3 審査の着眼点

決算書類及び附属書類が関係法令に適合し、かつ正確であるかを主眼とした。

## 第4 審査の方法

審査は、決算書類及び附属書類が関係法令に準拠して作成されているか確認するとともに、これらの計数が正確であるか検証するため、関係諸帳簿及び証書類により照合、確認し、関係職員の説明を聴取し審査を実施した。

## 第5 審査の結果

審査に付された決算書類及び附属書類は、いずれも関係法令に準拠して作成され、当年度の財政状態、経営成績を適正に表示していること、そして、関係諸帳簿と証拠書類の照合により、これらの計数が正確であることを確認した。

審査結果の詳細については以下に記す。